

さいたま市告示第 940 号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略推進業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 6 月 1 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略推進業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

本市では、デジタル地域通貨機能のほか、図書館利用者カード等の行政サービス機能及び民間サービスとの連携機能を有する統合型市民アプリ「さいたま市みんなのアプリ」（以下、「みんなのアプリ」という。）が、令和 6 年 7 月にリリースされた。みんなのアプリを軸として、本市の地域経済の活性化及び地域コミュニティ等の活性化を図り、「市民満足度の向上」、「選ばれる都市」、「Well-being」を実現するため、「さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略」を昨年度策定した。

本業務においては、当該戦略を踏まえ、アプリ活用に関する取組の全国展開に向けた「全国地域通貨・市民アプリ協議会（仮称）」の設立を軸としつつ、みんなのアプリのサービス拡張、データ利活用及び全国トレンド化にかかる各個別戦略の具体的な事業推進を行うことを目的とする。

なお、今年度中に発足予定の官民共創組織である「たまポン生活圏実現会議（仮称）」の設立・運営及びみんなのアプリのダウンロード促進については、民間主導により進められていることから、本業務の対象外とする。ただし、本業務の遂行に当たっては、これらの取組と適切な連携方法を模索すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は 52,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、令和 8・9 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他業務」内の営業品目（小分類）「集計・調査、企画研究、計画策定業務」又は「その他の業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置(以下、「入札参加停止」という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る資料等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p130936.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年6月15日(月)まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請の告示日から令和8年6月15日(月)まで(休日を除く午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部地域活性化推進課

電話 048(829)1396

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月4日(木)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス chiiki-kasseika-suishin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年6月10日(水)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 企画提案内容

ウ 業務工程表

エ 業務経歴書

オ 業務の実施体制調書

カ 見積書

(2) 提出期間

令和8年6月18日(木)から令和8年6月29日(月)まで(休日を除く午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)アに同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 提出書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 優先交渉権者決定の方法

優先交渉権者の決定にあたっては、さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略推進業務業者選定委員会において書類審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 優先交渉権者決定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、優先交渉権者の決定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 (さいたま市役所 5階)

さいたま市経済局商工観光部地域活性化推進課 地域活性化推進係

電 話 048 (829) 1396

F A X 048 (829) 1944